議第 32 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

下呂市長 山 内 登

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、関係条例の 一部を改正するもの。 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(下呂市監査委員条例の一部改正)

第1条 下呂市監査委員条例(平成16年下呂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査)	(請求又は要求による監査)
第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条	第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条
第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、	第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、
第242条第1項又は <u>第243条の2の8第3項</u> の	第242条第1項又は <u>第243条の2の2第3項</u> の
規定による監査の請求又は要求があったとき	規定による監査の請求又は要求があったとき
は、当該監査の請求又は要求のあった日から	は、当該監査の請求又は要求のあった日から
7日以内に監査に着手しなければならない。	7日以内に監査に着手しなければならない。

(下呂市下呂温泉合掌村条例の一部改正)

第2条 下呂市下呂温泉合掌村条例 (平成16年下呂市条例第109号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法	第5条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8</u>	(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8</u>
<u>項</u> の規定により合掌村の業務に従事する職員	<u>項</u> の規定により合掌村の業務に従事する職員
の賠償責任の免除について議会の同意を得な	の賠償責任の免除について議会の同意を得な
ければならない場合は、当該賠償責任に係る	ければならない場合は、当該賠償責任に係る
賠償額が30万円以上である場合とする。	賠償額が30万円以上である場合とする。

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第176号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法	第5条 法第34条において準用する地方自治法
(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8</u>	(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8

改	正	後
ĽX	Ш.	1友

項の規定により水道事業等の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が30万円以上である場合とする。

前 改 正

項の規定により水道事業等の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部改正)

第4条 下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例(平成16年下呂市条例第179号)の一部を 次のように改正する。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法 第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8 項の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。

改 前 正

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8 項の規定により病院事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1. 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 職員の賠償責任に関する規定等で「地方自治法第 243 条の2の2」を引用している関係条例について、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより、地方自治法第 243 条の2から第 243 条の2の6が追加されたことに伴い、条ズレしたため、「地方自治法第 243 条の2の8」に改めます。

(第1条、第2条、第3条、第4条関係)

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)